

平成26年8月末までの消費税転嫁対策の取組状況について

平成26年9月12日

経済産業省

平成26年4月1日の消費税率の引上げを踏まえ、経済産業省では、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、公正取引委員会とも連携して、①監視・取締り対応の強化策、②広報・事業者からの相談対応の強化策を一体的に実施し、転嫁拒否の未然防止、違反行為への迅速な是正を行っている。

8月末までの主な転嫁対策の取組状況については、以下のとおり。

(1) 監視・取締り対応

①特定事業者（買手側）の転嫁拒否行為に対する監視・取締り

- ・ 特定事業者（買手側）の転嫁拒否行為に対する監視・取締りを実施。8月末までの累計で、違反行為が明らかになった事業者に対する指導を1,305件、措置請求を3件、勧告・公表を7件実施（公正取引委員会との合算、勧告・公表は公正取引委員会が実施、詳細は別紙）。
- ・ 8月には、消費税転嫁対策特別措置法の違反行為に関して、同法第5条に基づき、公正取引委員会に対して適切な措置をとるべきことを請求しました。
- ・ 消費税転嫁特措法に基づく事前調査や立入検査において、下請代金法上の違反（書面未交付、受領拒否、割引困難手形の交付等）を発見次第、同法に基づく指導等を実施中。

②消費税の転嫁状況の月次モニタリング調査の実施

- ・ 消費税の転嫁状況を定期的に把握するため、4月より、事業者に対して転嫁状況に関するアンケート調査を毎月実施。8月調査（書面調査）の結果について、9月12日（金）に公表。

【結果概要】

（実施期間：8月15日～26日、回答数：9,644者）

- 転嫁状況について、事業者間取引では83.3%、消費者向け取引では73.8%の事業者が「全て転嫁できている」と回答し、7月の同調査と比較して、それぞれ▲0.1pt、▲0.7ptだった。「全く転嫁できていない」と答えた事業者は、事業者間取引では3.8%、消費者向け取引では4.7%で、7月の同調査と比較して、それぞれ▲0.2pt、▲0.5ptだった。
- 事業者間取引における転嫁できた理由としては、「以前より消費税への理解の定着」が最も多く68.9%。「本体価格と消費税額を分ける」が19.8%、「転嫁特措法等による取締り強化」が8.1%。
- 消費者向け取引における転嫁できた理由としては、「消費者において、消費税率引上げの意義等に対する理解が浸透」が最も多く67.0%。「本体価格と消費税額を分けることによる反発緩和」が24.4%。

③消費税の転嫁拒否等に関する大規模な調査を実施（公正取引委員会と合同）

- ・取引の売手側である中小企業・小規模事業者全体に対する書面調査を実施中。調査票を直接送付することが困難な事業者に対しても広く調査票が行き渡るよう、全ての商工会、商工会議所、都道府県中小企業団体中央会等を通じて配布。
- ・大規模小売事業者及び大企業等（資本金1億円以上の買手側事業者）約4万事業者に対し、取引先事業者に対して消費税の転嫁拒否等の行為を行っていないかを把握するため、回答義務を課した上で、書面調査を実施中。

④転嫁Gメンによるパトロールの実施

- ・転嫁Gメンが総合スーパー、食品スーパー、ディスカウントショップ、ドラッグストア、ホームセンター、商店街等、計13,183件（8月末現在）を順次訪問。
- ・小規模事業者が普段から接しているのは商工会、商工会議所の経営指導員であることを踏まえ、転嫁Gメンと経営指導員等との顔の見える関係を築き、小規模事業者等が日頃から直面している悩みや課題について、迅速・率直に情報交換できるような人的ネットワークを構築。8月末までに2,261件を訪問。
- ・信用金庫、信用組合に対する訪問を8月末までに計517件実施。

⑤特定事業者（買手側）への転嫁円滑化の徹底

- ・消費税の円滑かつ適正な転嫁の順守を位置付ける等の改訂を行った下請取引適正化ガイドラインについて、ガイドライン説明会（8月末までに125回開催。）等を活用して、引き続き、業界団体・企業等に対し周知を徹底していく。

（2）広報・相談対応

①広報対応

- ・消費税転嫁対策に関する分かり易い手引き及びマニュアルを作成し、中小企業団体や国が認定する支援機関を通じて、全国の事業者へ配布（約109万部を配布済）。
- ・消費者に税率引上げ分の負担を御理解いただくためなどのポスターを作成し、中小企業団体や業界団体を通じて、全国の事業者へ配布（約18万部（事業者向け：約5万部、消費者向け：約13万部）を配布済）。
- ・消費者を始めとした国民の皆様に消費税率引上げの理解促進のための啓発イベント（「全国商店街キャラバン～語ろう、くらしと消費税～」）を、多くの消費者が集まる地域の商店街で5月までに計49回開催済。
- ・経済産業省、各経済産業局において垂幕を掲示し、事業者に対する転嫁要請、消費者に対する消費税率引上げ分の負担を御理解いただくよう広報を実施。

②事業者からの相談対応

- ・7月から中小企業庁では、WEB上に情報セキュリティにも十分に配慮した申告情報受付窓口を設置。消費税の転嫁に関する相談の際に利用が可能。これまで通り、電話での相談も受け付けている。

申告情報受付窓口URL <https://www.shinkoku.go.jp/shinkoku/>

- ・ 中小企業4団体において相談窓口を設置（2,328箇所）し、7月末までに約94万
件の相談対応を実施。
- ・ 中小企業団体や国が認定する支援機関において転嫁対策に関する講習会等を7月末まで
に12,945回実施、約28万人が参加。